

## 西宮市保護司会補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市保護司会（以下「保護司会」という）の補助金交付に関し必要な事項を想定し、保護司会の活動を促進するとともに、犯罪のない明るい社会を築くことを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 この要綱による補助の対象は、保護司会が実施する犯罪予防活動に関する事業とする。

### (補助対象経費)

第3条 本補助金の対象経費は、前条に規定する事業の実施に要した以下の経費とする。

諸謝金

消耗品費

印刷製本費

通信運搬費

委託料

使用賃借料

備品購入費

食糧費（ただし会議等で参加者に提供する最小限のお茶代等に限る）

### (交付申請の時期)

第4条 保護司会が行う補助金の交付申請は、保護司会総会において事業計画及び予算の決定が行われた後、すみやかに行うものとする。

### (交付の手続き)

第5条 補助金の交付の手續等については、「補助金等の取扱いに関する規則」（昭和58年3月31日、西宮市規則第81号。以下「規則」という）に基づき行うものとする。

### (交付の時期)

第6条 補助金の交付の時期は、規則第16条ただし書きの規定により6月とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、市長が別に定める。

### 付 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成23年1月14日から施行し、平成22年度に交付する補助金より適用する。

付 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、平成26年度に交付する補助金より適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度に交付する補助金より適用する。